

入札説明書

工事名	羽曳野市水道事業西浦3丁目配水管改良工事			
工事場所	羽曳野市西浦3丁目1番地先			
工事期間	契約締結の翌日から 平成29年10月31日（火）まで			
工事種別	水道施設工事			
工事概要	工事内容(夜間工事)			
	開削工事			
	DIP-GX φ 300 L=3.0m	DIP-GX φ 150 L=454.5m		
	DIP-GX φ 200 L=223.2m	DIP-GX φ 100 L=130.9m		
	仮設管工事 L=677.9m(φ 150～φ 75)			
	消火栓設置工	4箇所	ストッパ設置工	6箇所
	空気弁設置工	1箇所	不断水分岐工	3箇所
	仕切弁設置工	17箇所		
	給水管工事	8箇所		
	家屋調査(事前)	16件		
	付帯工事(管内充填工・本復旧工等)	一式		
予定価格	¥	1 3 7, 7 5 9, 0 0 0	—	(税抜き)
最低制限価格	¥	1 1 2, 9 6 3, 0 0 0	—	(税抜き)

入札方式 制限付一般競争入札（電子入札・申請入札同時方式）

入札参加資格 以下に掲げる要件をすべて満たす者で共同企業体以外の者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の平成27・28年度羽曳野市競争入札参加資格者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）登録業者であり、参加希望工事種類が 水道施設工事 であること。
- (3) 府内業者「大阪府内に営業所(本店又は支店若しくはこれに準ずるもの。)」を有し、かつ、その営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
なお、平成27・28年度建設工事競争入札参加資格審査申請書提出において新規登録の業者（以下「新規登録業者」という。）は、登録初年度は入札参加資格がないものとする。
- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（最新分で、入札書等受付期間最終日現在有効なもの。）の水道施設工事の総合評定値（P）が1,050点以上であること。
- (5) 予定価格が6千万円(税込み)を超える水道施設工事の場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する水道施設工事業の特定建設業許可を有すること。
- (6) 水道用石綿セメント管の撤去作業等が必要となった場合は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第19条により石綿作業主任者を選任し、適切に処理できるものであること。
- (7) 対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人、及び同法第26条に基づく必要な技術者を工事現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。なお、工事の施工において下請契約の総額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万

円以上)の場合は、特定建設業許可を有するとともに、監理技術者を配置すること。
また、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)の場合は、専任の技術者(営業所の専任技術者との兼任は不可)を配置すること。

- (8) 本工事に配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者については、様式6「配置技術者申請書(技術者申請用事後審査書類)」提出時点において3ヶ月以上直接雇用しており、かつ現場代理人については、本工事の現場に専任で配置させることができ、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事していないものとする。(本工事に配置する現場代理人と監理技術者又は主任技術者との兼任は可とする。)
- (9) 公告の日から様式2「競争入札参加資格確認申請書(電子入札参加用書類)」、入札書及び入札金額内訳書(以下「入札書等」という。)受付締切の日までの間において、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中又は指名留保期間中でないこと、羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- (10) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2に違反していないこと。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。
- (12) 電子署名法に基づく電子認証カード(以下「ICカード」という。)を取得し本市の電子入札システム(以下「システム」という。)に接続可能な者であって、当該ICカードを使用し入札書等提出締切日までにシステム上で利用者登録手続を完了していること。

利用者登録 電子入札パスワード申請提出期限 平成28年10月28日(金) 16:00
郵送・持参共提出期限日時必着のこと。

入札説明書、審査書類及び設計図書等入札に係る書類の配布期間
平成28年10月13日(木) 9:00 ~ 平成28年11月1日(火) 12:00

入札説明書、審査書類及び設計図書等入札に係る書類の配布及び提出方法
システムによる。

電子入札システム運用時間
平日9:00~17:00

入札の延期又は中止
システムに障害が発生した場合、その他特別な事情がある場合には、入札を延期又は中止することがある。

設計図書等 設計図書等(仕様書等)については、システムよりダウンロードすること。
(「発注図書」より「取得」すること。)

配布内容 ①公告文
②入札説明書 (様式1)
③競争入札参加資格確認申請書(電子入札参加用書類) (様式2)
④電子入札心得(申請入札同時方式)
⑤入札要項 (様式3)
⑥設計図書等

- ⑦質疑書 (様式5)
- ⑧入札金額内訳書
- ⑨配置技術者申請書(技術者申請用事後審査書類) (様式6)
- ⑩誓約書 (様式第1号)

設計図書等に対する質疑及び回答

- (1) 設計図書等に関し質疑がある場合については、システムより様式5「質疑書」をダウンロードし電子メール又はFAXにより提出すること。なお、添付ファイルは「羽曳野市電子入札運用基準」に基づき作成し、添付の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。また、質疑に商号又は名称を特定する記載及び見積金額に関する記載は行わないこと。

質疑日時 平成28年10月24日 (月) 9:00から12:00

回答日 平成28年10月25日 (火)

回答場所 回答については羽曳野市ホームページにて公表

質疑の回答については羽曳野市ホームページから「入札・契約」→「羽曳野市電子入札情報」→「質疑・回答」に進み情報・内容を確認すること。

入札及び入札書等の提出

- (1) 本入札に参加を希望する者は、システムにより様式2「競争入札参加資格確認申請書(電子入札参加用書類)」及び「入札金額内訳書」を作成し、入札書に添付して提出すること。(システムによる提出の為、押印不要)
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじ用数値を使ってシステムによりくじ引きを行うので、入札金額(税抜)のほか任意の電子くじ用数値**3桁以内の数字**を必ず入力すること。
- (3) 羽曳野市電子入札心得(申請入札同時方式)については羽曳野市ホームページで確認すること。
- (4) 申請及び入札時に必要な「電子入札参加申請に係る添付資料」については、システムから様式をダウンロードして作成し添付ファイルとして提出すること。添付ファイルは「羽曳野市電子入札運用基準」に基づき作成し、添付の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。
- (5) インターネットや使用機器等の障害発生に備えて、申請及び入札は余裕を持って行うこと。締切直前の場合、時間切れにより提出できなくなる可能性があるので注意すること。

入札書等受付期間

平成28年10月28日(金) 9:00 ~ 平成28年11月1日(火) 12:00

入札参加資格確認結果

- (1) 参加資格の確認については、開札前に入札書等提出締切時にシステムが行う機械審査と入札書等提出時に添付された様式2「競争入札参加資格確認申請書(電子入札参加用書類)」の書類審査を行う。
- (2) 開札前の機械審査及び書類審査の結果については、システムにより通知する。
- (3) 通知日 平成28年11月2日(水) 16:00より
- (4) 入札書等提出期間内に申請がない者、開札前の機械審査及び書類審査の結果参加資格がないと認められた者は入札参加資格を失うものとする。

入札の辞退 入札参加者は、システムにより入札書等を提出した後は、入札を辞退することができない。

開札日時 平成28年11月4日（金） 9:00

落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 提出された書類については、返却しない。
- (4) 落札候補者は、システムよりダウンロードできる様式6「配置技術者申請書（技術者申請用事後審査書類）」を取得し、必要事項を記入押印の上、下記書類と共に 平成28年11月10日（木） 17:00 までに羽曳野市総務部契約検査課に持参すること。
 - ◎入札時に有効な経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
 - ◎配置技術者等の当該事業所名記載の健康保険被保険者証の原本及び写し
 - ◎配置技術者等の各技術者資格者証の写し（羽曳野市内・準市内業者で羽曳野市に登録のある技術者であれば技術者資格者証提出は不要）
 - ◎必要であれば配置技術者等の当該事業所名記載の監理技術者証・講習終了証の原本及び写し
 - ◎入札書に記載された金額に100分の108を乗じた金額が500万円以上の場合、誓約書(様式第1号)
- (5) 上記日までに必要書類を提出しない、また、提出された必要書類の事後審査により不適格であると認められることがあればその入札の落札候補者については無効となるので注意すること。

落札候補者の結果公表日時 平成28年11月7日（月） 15:00

落札候補者の結果公表については羽曳野市ホームページから「入札・契約」→「羽曳野市電子入札情報」→「案件一覧」又は「案件検索」に進み発注案件内で入札結果情報を公表する。なお、入札が不調となり、結果が取止めの場合は「結果一覧」又は「結果検索」に進み情報を公表する。

落札者の決定

- (1) 落札候補者について、開札後に前記の提出書類に基づく書類審査を行い、参加資格を再確認した結果、適格者を落札者として決定する。
- (2) 再確認の結果不適格となった場合は、次順位者を落札候補者として前記の提出書類を提出させ、書類審査を行う。以降、順次書類審査を行い落札者を決定する。ただし、落札候補者の決定後に再確認の結果不適格となった場合において、次順位者が本来落札候補者となるが、次順位者が既に他の同業種工事案件の落札候補者となっている場合は、その業者については「無効」とし、次の順位者を落札候補者とする。
- (3) 落札者の決定については、システムにより入札参加者全員に通知する。
- (4) 同日に開札する同業種工事と、他業種の工事等複数の工事を同日に落札した場合において、落札した複数業種ごとの工事全てに適正な現場代理人及び技術者等を配置できないことが判明した業者については落札候補者となった工事全てを「無効」とし、上記の「落札者の決定（2）」に示す取扱により次の順位者を落札候補者とする。なお、上記によって「無効」となった場合や、書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入

札に参加したことが判明した場合については、不適當な事由があると認め羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づいた指名停止等を行うなど厳正に対処するので注意すること。

契約の締結 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

入札の無効 以下に掲げる要件のうち1つでも該当すれば本件の入札は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 電子入札心得（申請入札同時方式）に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 入札書等提出時に必要な書類を提出しない者がした入札
- (4) 入札金額内訳書（入札金額内訳書の提出を求めた場合）に記載された額と入札金額が異なる価格で行った入札、又は入札金額内訳書に必要な項目を記載せずに行った入札

留意事項：

1. 連絡事項の確認について

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合、システムの情報公開機能により情報を提供するものとする。なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

2. システムにおいて自動的に審査できる項目について

自動審査項目はシステムに登録されている情報の内、「工事業種」とする。

3. システムによる資格審査結果について

システムによる資格審査結果で「無」の理由 入札参加条件を満たしていないため。
「無」とした理由について説明請求期限 平成28年11月2日（水） 17:00

4. 競争入札参加資格確認申請書（電子入札参加用書類）について

競争入札参加資格確認申請について、入力が必要な項目を入力せず提出した場合、入札書等提出後の書類審査において無効とする。

入力が必要な項目とは、以下の全項目とする。

- 1)所在地、商号又は名称、代表者氏名
- 2)工事名

5. 関係会社の参加制限について

当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1業者しか参加できない。2業者以上の参加があった場合には関係会社の入札参加業者全てを無効とする。

1)資本関係

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2)人的関係

以下のいずれかに該当する2業者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3)以下のいずれかに該当する2業者の場合

- ① 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合

③ 一方の会社の電話、ファクシミリ等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

4)羽曳野市内業者・準市内業者で同族認定を受けている業者が参加した場合

5)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

6. 個人情報の取り扱いについて

設計図書等に記入されている個人情報については、取得者は個人情報の適正な管理をすることを前提に取得するものとする。取得者は見積もり等を行うに際し、個人情報を取り扱う場合は、羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)第12条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

7. 入札書等提出後の指名停止等について

システムによる入札参加通知を受けた者であっても、入札書等提出時から契約日までの間において、入札参加者、落札候補者及び落札者が次の各項目のいずれかに該当した場合は、入札参加資格を有しないものとし、事後審査において無効とする。無効となった場合、落札候補者又は落札者と契約を締結しないものとする。

1)建設業法第28条の規定による行政処分を受けた場合

2)建設業法第29条の規定による許可取消処分を受けた場合

3)羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合

4)羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名留保の措置を受けた場合

5)羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合

1)から5)の規定により、契約を締結しなかったことによって落札候補者又は落札者に損害が生じたとしても、羽曳野市は、その責めを負わないものとする。

8. 入札金額内訳書について

入札金額内訳書について、入力が必要な項目を入力せず提出した場合、開札時において無効とする。入力が必要な項目とは、以下の全項目とする。なお、3)直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、入札金額については「0円」と入力されている場合も無効とする。

1)所在地、商号又は名称、代表者氏名

2)工事名

3)直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、入札金額